

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

### 佐賀県人事委員会規則第7号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和26年佐賀県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(勤務条件に関する措置の要求)</p> <p><b>第2条 略</b></p> <p>2 前項の書面（以下「措置要求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員（以下「要求者」という。）が署名し、又は記名押印して正副各1通を適切な資料とともに人事委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(代理人)</p> <p><b>第2条の2 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 要求者及び当局は、代理人を選任し、又は解任した場合には、その者の氏名、住所及び職業を人事委員会に届け出なければならない。</p> <p>(代理人の権限)</p> <p><b>第2条の3 略</b></p>	<p>(勤務条件に関する措置の要求)</p> <p><b>第2条 略</b></p> <p>2 前項の書面（以下「措置要求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員（以下「要求者」という。）が氏名を記載して正副各1通を適切な資料とともに人事委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(代理人)</p> <p><b>第2条の2 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 要求者及び当局は、代理人を選任し、又は解任した場合には、その者の氏名、住所、<u>職業、連絡先等</u>を人事委員会に届け出なければならない。</p> <p>(代理人の権限)</p> <p><b>第2条の3 略</b></p> <p><u>(主任代理人)</u></p> <p><b>第2条の4</b> <u>要求者及び当局は、2人以上の代理人を選任したときは、そのうちの1人を主任代理人に指定しなければならない。</u></p>

改正前	改正後
	<p>2 要求者及び当局は、主任代理人を指定し、又は変更した場合に<u>おいては、その者の氏名を人事委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>3 要求者及び当局に対する人事委員会の通知その他の行為は、主任代理人にすれば足りるものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。